

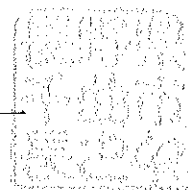
千曲市訓令第4号

本 庁
出先機関

千曲市環境管理組織設置規程を次のように定める。

令和6年3月25日

千曲市長 小 川 修



千曲市環境管理組織設置規程の一部を改正する訓令

千曲市環境管理組織設置規程（平成16年千曲市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「のうち総務部長」を削る。

第9条第2項を次のように改める。

2 内部環境監査員は、総務課長及び次の各号に掲げた者のうちから統括者が任命するものとする。

- (1) 総務課及び環境課の職員
- (2) 内部環境監査員の経験を有する職員
- (3) 内部環境監査員の養成に関する研修を修了した市民又は市内事業者

第11条中「及び統括調整幹の職にある者」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。